かなめ訪問看護ステーション　運営規程

設置者：WHAT MATTERS株式会社
事業所名：かなめ訪問看護ステーション
所在地：鹿児島県姶良市西餅田2908-1

第1　事業の目的及び運営の方針

1　事業の目的

WHAT MATTERS株式会社が設置するかなめ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）について、適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対して適正な訪問看護を提供することを目的とする。

2　運営の方針

- 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- 主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復及び療養生活の安定を図り、生活の質の確保に努める。
- 利用者及び家族等の希望、生活歴、価値観及び療養環境を踏まえ、個別性を尊重した支援を行う。
- 地域の医療機関、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、市町村その他の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
- 法令、指定基準及び関係通知を遵守し、継続的なサービスの質の向上に努める。

第2　従業者の職種、員数及び職務内容

1　管理者　1名
管理者は、事業所の従業者及び業務を一元的に管理するとともに、従業者に対し関係法令及び本規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、管理上支障がない範囲で、法令により認められる他の職務を兼務することができる。

2　看護職員　常勤換算2.5名以上（うち1名以上は常勤）
保健師、看護師又は准看護師を配置し、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、訪問看護の提供、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成（准看護師を除く。）、記録、連絡調整その他必要な業務を行う。

3　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　必要に応じて配置する。
配置する場合は、看護業務の一環として、看護職員との連携のもと、訪問看護計画に基づく支援を行う。

4　事務職員その他　必要に応じて配置する。
受付、請求補助、文書管理その他の事務を行う。

第3　営業日及び営業時間

1　営業日は、月曜日から土曜日までとし、祝日を含む。
2　営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
3　通常休業日は、日曜日及び12月30日から1月3日までとする。
4　前各項にかかわらず、利用者の状態、主治医の指示及び訪問看護計画により必要と判断した場合は、営業日又は営業時間外であっても訪問看護を提供することがある。
5　24時間対応の契約又は同意があり、制度上の要件を満たす利用者については、営業時間外の相談、連絡及び必要時の訪問に対応できる体制を確保する。

第4　指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

1　訪問看護の内容

事業所は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、次のサービスを行う。

- 病状、障害、生活状況及び療養環境の観察
- 清潔、食事、排泄、睡眠その他日常生活上の療養支援
- 医療処置、医療機器の管理、服薬支援及び副作用等の観察
- 褥瘡その他の創傷予防及び処置
- 心身機能の維持回復及び生活動作に関する支援
- 認知症、精神症状その他の状態に応じた看護
- 終末期の看護、苦痛緩和、意思決定及び看取りの支援
- 家族等への療養相談、介護方法の助言及び心理的支援
- 緊急時の相談及び必要時訪問
- 主治医、介護支援専門員その他関係者への報告及び連絡調整
- 介護予防を目的とする療養上の支援
- その他主治医が必要と認め、事業所が安全に提供できる訪問看護

2　利用料

保険給付の対象となる訪問看護の利用料は、介護報酬、診療報酬その他関係法令に定める額とし、利用者はその負担割合に応じた額を支払う。

3　保険給付対象外の費用

保険給付の対象外となるサービスについては、内容及び費用をあらかじめ利用者又は家族等に説明し、同意を得た上で徴収する。
このうち、あらかじめ額を定めるものは、次のとおりとする。
(1)保険適用外の訪問看護　30分につき4,000円。3時間を超える場合の額は、別途協議の上定める。
(2)死後の処置(エンゼルケア)　1回につき10,000円
(3)記録の写しの交付　1枚につき10円(A4判・白黒)。郵送を希望する場合は、別に郵送料の実費を徴収する。
(4)訪問の中止に係る費用(キャンセル料)　徴収しない。

4　交通費

通常の事業の実施地域内の訪問に係る交通費は徴収しない。
通常の事業の実施地域を越えて訪問する場合は、1回の訪問につき150円を徴収する。

第5　通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、姶良市全域、霧島市隼人町及び鹿児島市吉田・吉野地域とする。

第6　緊急時等における対応方法

1　訪問看護の提供中又は相談対応中に利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じた場合は、必要な応急措置を行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、必要な指示を受ける。
2　生命又は身体に重大な危険が切迫していると判断した場合は、119番通報その他必要な救急対応を優先し、家族等、管理者、介護支援専門員その他必要な関係者へ連絡する。
3　営業時間外において、24時間対応の対象となる利用者から相談又は連絡を受けた場合は、当番者が内容を確認し、必要に応じて主治医、管理者その他の関係者と連携し、臨時訪問その他必要な対応を行う。
4　緊急時の連絡、判断、指示、処置及び経過については、訪問看護記録その他必要な記録に残す。

第7　虐待の防止のための措置に関する事項

1　事業所は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制を整備する。
2　虐待防止に関する責任者を管理者とし、虐待防止のための指針を整備する。
3　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
4　従業者に対し、虐待防止のための研修を採用時及び定期的に実施する。
5　虐待又はその疑いを発見した従業者は、利用者の安全を確保し、管理者へ報告するとともに、関係法令に従い市町村等の関係機関へ通報する。
6　虐待に関する通報又は相談を行った従業者に対し、不利益な取扱いを行わない。

第8　その他運営に関する重要事項

1　勤務体制及び研修

事業所は、利用者に適切な訪問看護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めるとともに、従業者の資質向上のため、採用時及び定期的に研修を実施する。

2　衛生管理及び感染症対策

事業所は、従業者の健康状態を把握し、標準予防策、手指衛生、個人防護具の使用等の感染対策を適切に行う。また、感染症の発生及びまん延の防止のため、その対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催してその結果を従業者に周知徹底するとともに、指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施する。

3　業務継続計画

事業所は、感染症、自然災害その他の非常事態が発生した場合においても、利用者に対する訪問看護の提供を継続し、又は早期に再開できるよう業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を実施する。

4　身体的拘束等の適正化

事業所は、利用者又は他者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、切迫性、非代替性及び一時性の三つの要件をすべて満たすことを確認し、利用者又は家族等にその内容を説明した上で、必要最小限の範囲で行う。この場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録する。

5　秘密保持及び個人情報保護

従業者及び従業者であった者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。個人情報の利用については、法令に基づく場合を除き、あらかじめ利用者又は家族等の同意を得た範囲で行う。

6　相談及び苦情

事業所は、利用者又は家族等からの相談及び苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談・苦情受付窓口及び担当者を設置する。苦情を受けた場合は、その内容を記録し、事実確認、原因分析、必要な是正及び再発防止を行う。また、市町村、国民健康保険団体連合会その他関係機関からの調査又は助言に協力する。

7　事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の安全確保及び必要な処置を最優先し、家族等、主治医、管理者、介護支援専門員、市町村その他必要な関係者へ速やかに連絡するとともに、事故の状況及び対応の経過を記録し、原因分析及び再発防止に努める。また、利用者に賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに損害賠償を行う。このため、事業所は損害賠償責任保険に加入する。

8　記録の整備及び保存

事業所は、従業者、設備、会計及び訪問看護の提供に関する諸記録を整備する。訪問看護の提供に関する記録は、その完結の日から5年間保存し、その他の記録は関係法令に定める期間保存する。

9　掲示及び情報公表

事業所は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料、苦情窓口その他の重要事項を事業所内の見やすい場所に掲示し、又は自由に閲覧できる状態にする。また、法令に従い必要な情報をウェブサイト等に掲載する。

10　会計の区分

訪問看護事業の会計は、法人の他の事業と区分して収支を明確にする。

11　ハラスメントの防止

事業所は、職場におけるハラスメント並びに利用者又は家族等からの著しい迷惑行為等により、従業者の就業環境が害されることを防止するため、必要な方針の明確化、相談体制の整備その他必要な措置を講ずる。

12　その他

本規程に定めのない事項については、介護保険法、健康保険法その他関係法令及び通知等に従う。

附則

本規程は、令和8年10月1日から施行する。